

報告第1号

専決処分の報告について（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年1月28日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第1号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月9日

つくばみらい市長 小田川 浩 印

- 1 事故発生日時 令和7年11月10日（月） 午前10時00分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市紫峰ヶ丘1丁目2番15 駐車場
つくばみらい市道25002号線 隣接地
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 除草作業中の飛び石により、隣接地に駐車していた普通自動車の運転席窓ガラス及びドアを破損させた。
- 5 損害賠償額 金244,101円
- 6 市の過失割合 100%